

指定学校変更・区域外就学許可基準

令和6年1月24日

区分	許可基準	対象者	許可期間	添付書類
心身の故障	心身の故障により指定された学校に通学することが困難な場合	小学生及び中学生	教育委員会が必要と認める期間	医師の診断書及び通学経路等を記した地図
年度途中の転出・転居	転出・転居により、学校区が変更となるが、もとの学校区への通学に支障のない場合	小学校5、6年生 中学校2、3年生	学期末又は学年末まで（最長卒業まで）	
		他の学年	学期末又は学年末まで	
教育委員会指定の特定地域居住	白木原五丁目3番から7番までの居住者で、下大利小への通学を希望する場合	小学生	卒業まで	
一時的な転出・転居	住宅の建替え等により、一時的に転出・転居するが、もとの学校区に転入・転居することが確定している場合	小学生及び中学生	1年間を限度として、建築に要する期間	建築確認申請書または住宅購入契約書等
事前就学	住宅建築・購入等により、転入・転居することが確定している場合	小学生及び中学生	1年間を限度として転入・転居日まで	建築確認申請書または住宅購入契約書等
留守家庭	保護者の勤務等の事情により、その留守家庭の児童に適当な監督者がいない場合	小学生	当該学年末までの期間のうち、教育委員会が必要と認める期間	勤務証明書及び児童預かり証
部活動による理由（市外からの区域外就学は対象外）	指定学校に希望する部活動がない場合	中学生	当該学年末までの期間のうち、教育委員会が必要と認める期間	
その他やむを得ない事情	その他やむを得ない事情があると教育委員会が認める場合	小学生及び中学生	教育委員会が必要と認める期間	学校長の副申書等、教育委員会が必要と認める書類

※就学校の変更許可を行うにあたっては、児童生徒の通学途上の安全が確保されることが大前提となります。（大野城市教育委員会では自転車通学は認めていません。）